

「コムストックローン約款」【新コムストックローン・野村證券】新旧対照表

日本証券金融株式会社

[実施日：2019年2月1日]

(下線箇所は改正部分)

新	旧
<p style="text-align: center;">コムストックローン約款 【新コムストックローン・野村證券】</p> <p style="text-align: right;">日本証券金融株式会社</p> <p>第1条 (略)</p> <p>第2条 (契約の成立および契約期間)</p> <p>1 この約款に基づく契約（以下「本契約」といいます。）は、お客様から次に掲げる書面の提出を受けることにより申込みを受け、日証金の審査の結果、適当と認められた場合に成立するものとし、契約成立日は日証金がお客様に送付する契約成立の書面に記載する日とします。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 次に掲げる事項のいずれかを充足しない場合には、前項に定める日証金の審査において、適当と認められないものとし、なお、審査の結果、契約を締結できない場合の理由は開示しないものとし、お客様は、日証金の審査の結果および理由の不開示につき異議を述べないものとし、</p> <p><u>(1) 個人のお客様の場合、申込時において満20歳以上70歳未満であること。</u></p> <p><u>(2)、(3) (略)</u></p> <p style="text-align: center;">((1)へ移動)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 次に掲げる事項のいずれかを充足しない場合には、前項に定める日証金の更新審査において、適当と認められないものとし、なお、審査の結果、契約を更新できな</p>	<p style="text-align: center;">コムストックローン約款 【新コムストックローン・野村證券】</p> <p style="text-align: right;">日本証券金融株式会社</p> <p>第1条 (略)</p> <p>第2条 (契約の成立および契約期間)</p> <p>1 この約款に基づく契約（以下「本契約」といいます。）は、お客様から次に掲げる書面の提出を受けることにより申込みを受け、日証金の審査の結果、適当と認められた場合に成立するものとし、契約成立日は日証金がお客様に送付する契約成立の書面に記載する日とします。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 次に掲げる事項のいずれかを充足しない場合には、前項に定める日証金の審査において、適当と認められないものとし、なお、審査の結果、契約を締結できない場合の理由は開示しないものとし、お客様は、日証金の審査の結果および理由の不開示につき異議を述べないものとし、</p> <p style="text-align: right;">(現行(3)から移動)</p> <p><u>(1)、(2) (略)</u></p> <p><u>(3) 個人のお客様の場合、申込時において満20歳以上70歳未満であること。</u></p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 次に掲げる事項のいずれかを充足しない場合には、前項に定める日証金の更新審査において、適当と認められないものとし、なお、審査の結果、契約を更新できな</p>

新	旧
<p>い場合の理由は開示しないものとし、お客様は、日証金の審査の結果および理由の不 開示につき異議を述べないものとします。</p> <p>(1) 第2項(2)から(5)までに掲げる事項をいずれも充足していること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 第4条第3項(4)に定める融資金の利息の支払が遅延していないこと。</p> <p>(4)、(5) (略)</p> <p>第3条（担保の設定等）</p> <p>1、2 (略)</p> <p>3 お客様がコムストックローンの担保として差し入れることができる有価証券は、次 の各号に掲げるもの（ただし、<u>外国株券等の外国証券および特定上場有価証券</u> <u>(TOKYO PRO Market等のプロ投資家向け市場のみに上場されている有価証券をい</u> <u>います。)</u>は除き、(1)、(2)および(5)については国内の金融商品取引所に上場され ているもの、(3)および(4)については国内の金融商品取引所に上場されているものお よび一般社団法人投資信託協会が基準価額を公表するものに限ります。）とします。 なお、お客様が本条の定めに基づき担保として差し入れる有価証券（以下「担保有価 証券」といいます。）のうち、融資時において担保評価の対象とする銘柄（以下「融 資適格銘柄」といいます。）とするか否かについては日証金の判断によるものとし、 日証金は、当該銘柄の発行者の財務状況および売買高等に応じて適時に融資適格銘柄 を変更することができるものとします。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>4～10 (略)</p> <p>第4条（融資要領）</p> <p>1 融資限度額および融資方法</p>	<p>い場合の理由は開示しないものとし、お客様は、日証金の審査の結果および理由の不 開示につき異議を述べないものとします。</p> <p>(1) 第2項(1)、(2)および(4)から(6)までに掲げる事項をいずれも充足しているこ と。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 第4条第3項(3)に定める融資金の利息の支払が遅延していないこと。</p> <p>(4)、(5) (略)</p> <p>第3条（担保の設定等）</p> <p>1、2 (略)</p> <p>3 お客様がコムストックローンの担保として差し入れることができる有価証券は、次 の各号に掲げるもの（ただし、<u>外国株式等の外国証券は除き</u>、(1)、(2)および(5)に ついては国内の金融商品取引所に上場されているもの、(3)および(4)については国内 の金融商品取引所に上場されているものおよび一般社団法人投資信託協会が基準価 額を公表するものに限ります。）とします。なお、お客様が本条の定めに基づき担保 として差し入れる有価証券（以下「担保有価証券」といいます。）のうち、融資時に おいて担保評価の対象とする銘柄（以下「融資適格銘柄」といいます。）とするか否 かについては日証金の判断によるものとし、日証金は、当該銘柄の発行者の財務状況 および売買高等に応じて適時に融資適格銘柄を変更することができるものとします。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>4～10 (略)</p> <p>第4条（融資要領）</p> <p>1 融資限度額および融資方法</p>

新	旧
<p>(1) お客様は、(2)の融資限度額（(3)および(4)の規定により融資限度額の上限が変更された場合の融資限度額を含みます。）からコムストックローンの融資残高を差し引いた金額の範囲内において、繰り返しコムストックローンによる融資を受けることができます。</p> <p>(2) コムストックローンの融資限度額は、お客様が担保有価証券のうち、第3条第3項の融資適格銘柄（同項に定める担保有価証券のうち融資適格銘柄以外の銘柄（融資不適格銘柄）は、日証金ウェブサイトで確認することができます。）の時価額に60%（融資適格銘柄の一銘柄の時価額の割合が融資適格銘柄の時価額合計の70%以上を占める場合は50%）を乗じた金額（1万円未満切捨て）とします。ただし、<u>5,000万円（お客様およびお客様の資産管理会社が担保有価証券の発行会社の役員または大株主の場合において日証金が必要と判断したときは3,000万円）</u>を上限とします。</p> <p>(3) (2)ただし書の定めにかかわらず、お客様から日証金所定の方法により融資限度額の上限の増額にかかる申込みがあり、日証金が担保内容および取引実績等を別途審査のうえ適当と認めた場合は、融資限度額の上限を1億円以内の日証金が定める金額とすることができるものとします。</p> <p>(4) <u>日証金は、前2号により定めた融資限度額の上限をお客様の職業、勤務先における役職および取引状況、担保内容等により、お客様にあらかじめ通知のうえ契約期間の更新時その他いつでも変更することができるものとします。変更により融資残高が融資限度額の上限を上回ったときは、当該超過額を返済していただきます。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (5)②のコムストックローン借入申込書による申込みは、郵送のほかFAXにより行うことができるものとします。日証金がFAXで融資申込みを受け付けた場合は、日証金は、当該借入申込書に記載されている氏名および印影をもって、お客様が署名し、日証金に届け出た印鑑が押捺されたものとみなします。</p> <p>(7)~(9) (略)</p>	<p>(1) お客様は、(2)の融資限度額（(3)の規定により融資限度額の上限が引き上げられた場合の融資限度額を含みます。）からコムストックローンの融資残高を差し引いた金額の範囲内において、繰り返しコムストックローンによる融資を受けることができます。</p> <p>(2) コムストックローンの融資限度額は、お客様が担保有価証券のうち、第3条第3項の融資適格銘柄（同項に定める担保有価証券のうち融資適格銘柄以外の銘柄（融資不適格銘柄）は、日証金ウェブサイトで確認することができます。）の時価額に60%（融資適格銘柄の一銘柄の時価額の割合が融資適格銘柄の時価額合計の70%以上を占める場合は50%）を乗じた金額（1万円未満切捨て）とします。ただし、<u>3,000万円</u>を上限とします。</p> <p>(3) (2)ただし書の定めにかかわらず、お客様から日証金所定の方法により融資限度額の上限の増額にかかる申込みがあり、日証金が担保内容および取引実績等を別途審査のうえ適当と認めた場合は、融資限度額の上限を1億円以内の日証金が定める金額とすることができるものとします。</p> <p>(新 設)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (4)②のコムストックローン借入申込書による申込みは、郵送のほかFAXにより行うことができるものとします。日証金がFAXで融資申込みを受け付けた場合は、日証金は、当該借入申込書に記載されている氏名および印影をもって、お客様が署名し、日証金に届け出た印鑑が押捺されたものとみなします。</p> <p>(6)~(8) (略)</p>

新	旧
<p>2 (略)</p> <p>3 利率、利息計算および支払方法</p> <p>(1) コムストックローンの融資利率は、契約の成立の日において日証金が定め、契約成立の書面をもってお客様に通知します。ただし、日証金は、日本国内における主要な銀行が公表する短期プライムレートの変動等金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、融資利率を変更することができるものとします。日証金が融資利率を変更する場合は、Eメールおよび日証金ウェブサイト（書面交付希望者には書面）で通知します。</p> <p><u>(2) (1)の利率につき、日証金は融資残高、担保内容等に基づき、一部のお客様に対し優遇利率を適用する場合があります。この場合には、お客様に対してあらかじめ通知のうえ、いつでもその優遇利率を変更し、または優遇利率の適用を取り止めることができるものとします。</u></p> <p><u>(3)、(4) (略)</u></p> <p>4 (略)</p> <p>第5条、第6条 (略)</p> <p>第7条（期限の利益の喪失）</p> <p>1 お客様について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、日証金から通知、催告等がなくても日証金に対する一切の債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済していただきます。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>手形交換所または電子記録債権法第2条第2項に規定する電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。</u></p> <p>(3)、(4) (略)</p> <p>(5) <u>担保有価証券の時価額に対する融資残高の割合が90%以上（融資残高が3,000</u></p>	<p>2 (略)</p> <p>3 利率、利息計算および支払方法</p> <p>(1) コムストックローンの融資利率は、契約の成立の日において日証金が定め、契約成立の書面をもってお客様に通知します。ただし、日証金は、日本国内における主要な銀行が公表する短期プライムレートの変動等金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、融資利率を変更することができるものとします。日証金が融資利率を変更する場合は、Eメールおよび日証金ウェブサイト（書面交付希望者には書面）で通知します。</p> <p>(新 設)</p> <p><u>(2)、(3) (略)</u></p> <p>4 (略)</p> <p>第5条、第6条 (略)</p> <p>第7条（期限の利益の喪失）</p> <p>1 お客様について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、日証金から通知、催告等がなくても日証金に対する一切の債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済していただきます。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</p> <p>(3)、(4) (略)</p> <p>(5) 担保有価証券の時価額に対する融資残高の割合が90%以上となったとき。</p>

新	旧
<p>万円を超える場合は85%以上) となったとき。</p> <p>2 (略)</p> <p>第8条～第10条 (略)</p> <p>第11条 (届出事項の変更)</p> <p>1 お客様は、印章、住所、氏名、Eメールアドレス(書面交付希望者を除きます。)、<u>職業、勤務先および銀行口座</u>その他日証金への届出事項に変更があった場合には、直ちに日証金所定の方法で日証金に届出いただきます。なお、届出に当たっては、日証金が必要と認める書類を提出していただくことがあります。</p> <p>2 (略)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>第13条 (報告および調査)</p> <p>1 <u>職業、勤務先および財産</u>、収入等の信用状態について日証金から請求があったときは、遅滞なく報告し、また調査に必要な便益を提供していただくものとします。</p> <p>2 <u>職業、勤務先および財産</u>、収入等の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれのあるときは、日証金に対して遅滞なく報告していただくものとします。</p> <p>第14条～第18条 (略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p>付 則</p>	<p>2 (略)</p> <p>第8条～第10条 (略)</p> <p>第11条 (届出事項の変更)</p> <p>1 お客様は、印章、住所、氏名、Eメールアドレス(書面交付希望者を除きます。)<u>および銀行口座</u>その他日証金への届出事項に変更があった場合には、直ちに日証金所定の方法で日証金に届出いただきます。なお、届出に当たっては、日証金が必要と認める書類を提出していただくことがあります。</p> <p>2 (略)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>第13条 (報告および調査)</p> <p>1 財産、収入等の信用状態について日証金から請求があったときは、遅滞なく報告し、また調査に必要な便益を提供していただくものとします。</p> <p>2 財産、収入等の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれのあるときは、日証金に対して遅滞なく報告していただくものとします。</p> <p>第14条～第18条 (略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p>2018年5月</p>

新	旧
<p>1 この改正約款は、2019年2月1日（以下「実施日」といいます。）から実施します。</p> <p>2 改正後の第7条第1項(5)の規定（「融資残高が3,000万円を超える場合は85%以上の部分に限ります。」）は、実施日前に日証金が融資限度額の上限として個別に3,000万円超の金額を設定しているお客様については、契約期間満了日までの間は、適用いたしません。なお、契約期間を更新した場合は、適用されます。</p>	